

NEWS LETTER

2017.07
Vol.07

弁護士法人たくみ法律事務所ニュースレター「匠への道」

- 元従業員への賠償請求 逆に会社に支払い命令ー安易な賠償請求は危険?ー
- 事務局紹介 □顧問先紹介「株式会社アフェクス様」

Pickup Law News

元従業員への賠償請求 | 逆に会社に支払い命令 - 安易な賠償請求は危険? -

はじめに

全国ニュースでも報道されましたのでご存知の方も多いかと思いますが、平成 29 年 3 月 30 日、IT 会社がうつ病で退職した元従業員の男性に対し約 1,270 万円の損害賠償を求めていた訴訟で、横浜地方裁判所は、**会社に対し、110 万円の支払を命じました。**

会社が原告となって訴訟を提起したのに何故?と疑問に思うところですが、実は、**会社が元従業員に訴訟を提起したのち、元従業員が、「パワーハラスメントによる精神疾患で退職を余儀なくされたにもかかわらず会社から損害賠償請求訴訟を起こされたのは不當である」として、会社に対し、約 330 万円の損害賠償を求める反訴を提起していた**のです。

事件経過

平成 26 年 4 月

男性が会社に正社員として入社

平成 27 年 1 月

男性が会社を退職

平成 27 年 5 月

会社が男性に対し、損害賠償請求訴訟(約 1,270 万円)を提起(①)



男性が詐病で一方的に退職したことで、会社が損害を被った



平成 27 年 11 月

男性が会社に対し損害賠償請求訴訟(約 330 万円)を提起(②)

パワーハラスメントによる精神疾患が原因で退職を余儀なくされたにもかかわらず損害賠償請求訴訟を起こされたのは不當



平成 29 年 3 月 30 日

男性の請求(②)を一部認め、会社に対し 110 万円の支払を命令
会社の請求(①)は全て棄却



この裁判例は、

会社が男性に対し訴訟（①）を提起したこと自体が不法行為に該当することを認めた極めて珍しい裁判例です。

訴訟提起そのものが不法行為に該当することを「**不当訴訟**」と言います。

もちろん訴訟を提起することは原則自由ですし憲法でも認められている権利なのですが、ある一定の要件をみたす場合には「**不当訴訟**」として、訴訟を提起したこと自体を理由に損害賠償を命じられてしまうのです。

『不当訴訟』とは？

では、どのような場合が「**不当訴訟**」にあたるのでしょうか。



少し古い裁判例にはなりますが、最高裁判所が「**不当訴訟**」の要件を示しています。

それによれば、訴訟提起自体は原則として「**正当**」なものとしたうえ、

- ①原告の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くこと、
- ②原告がそのことを知りながら又は通常人であれば容易に知り得たのにあえて提訴したなど、裁判制度の趣旨目的に照らし著しく相当性を欠くと認められる場合

に例外的に違法となるとされています（最高裁昭和 63 年 1 月 26 日）。

つまり、**自らの主張が事実に反し全く理由がないことを知りながら敢えて訴訟を提起した場合には「**不当訴訟**」と判断されてしまう可能性がある**、というわけです。

もっとも、訴訟提起は原則正当なものですし、

自らの主張が事実に反し全く理由がないことを知りながら敢えて訴訟を提起したということを被告が立証するのが難しいため、**実際に「不当訴訟」と認定された例は多くはありません。**

裁判所はなぜ『不当訴訟』と認定したのか？

では、今回、「**不当訴訟**」と判断された理由はどこにあったのでしょうか。

個人的には、**無期雇用の労働者（正社員）**であれば原則としていつ退職するかは労働者の自由であること、男性は入社後わずか 9 カ月で退職しており会社が主張する約 1,270 万という膨大な損害が発生することはないこと、そして、そのことは会社も十分認識していること、というような点が重視されたのではないかと考えます。



実際に、判決文では、「会社が主張する損害は生じ得ない」と認定されています。

有期雇用の労働者であれば、契約期間中における一方的な解約はやむを得ない事情がない限り認められませんが、無期雇用の労働者の場合、原則としていつでも解約の申し出（退職の申し出）をすることが認められています（ただし、2 週間前までに申し出るなど最低限の規制はあります）。

会社としては、新しく正社員を雇用した場合、採用や育成に相当のコストを要することになりますから、コストが回収出来る前に退職した場合には従業員に損害賠償を請求したいところですが、実務上会社のそのような主張は基本的に認められておらず、会社は必然的にそのようなコストを負担しなければならない状況にあるのです。

従業員に対し金銭的負担を求めるることは一切できないのか？

今回の裁判例のように従業員に対するパワーハラスメントが認定できるような場合は論外として、会社は従業員に対して全く金銭的負担を求めるることはできないのでしょうか？

退職の理由が専ら労働者にある場合や、ある日突然出社しなくなってしまったことで引継ぎがなされず実際に会社に損害が発生したという場合には、それを求める訴訟が不当訴訟と認定されることはありませんし、一定額の賠償が認められることもあります。

また、退職したか否かに関わらず、従業員が会社の施設や備品を故意・過失で壊した場合には、従業員に修理費の支払を求める 것도できます。

もっとも、本来払うべき給料から天引きすることは認められない、従業員に修理費の全額を負担させてはいけないなど、会社が従業員に金銭的負担を求めるにあたっては労働基準法や裁判例で様々な規制があり、ほとんどの規制は会社側に厳しいものとなっています。

規制を無視して処理をした結果、労働者が労基署にかけこまれた、裁判を起こされたとなつては手遅れとなってしまうこともあります。

従業員に金銭的負担を求めるにあたっては、予め一度ご相談ください。



弁護士

向井智絵

鹿児島県生まれ。人事・労務管理の問題に注力しており、福岡県弁護士会では労働法制委員会に所属。労働問題に関する最新の動向も把握しておりますので、是非一度ご相談ください。

事務局中村のご紹介

はじめまして。

今年の4月にたくみ法律事務所の事務員として入所しました、中村と申します。

徳島生まれの兵庫育ち、就職で福岡に移住ということで、3つの方言を聞き取り、話すことができるトリリンガルです。

兵庫県の実家はバス一本で宝塚歌劇、甲子園球場へ遊びに行ける場所にあります。

福岡に来て一番驚いたことは、うどんの麺の柔らかさです。

生まれの地、徳島ではコシの強い讃岐うどんが主流だったので、まるで真逆の食感に初めは戸惑いを隠せませんでした。

今では完全に福岡のうどんの虜です。

福岡に来ただけで困っていた私を優しく助けてくださった方々のよう、私も依頼者の方の気持ちに寄り添った行動、安心していただける対応ができるよう努力して参りますので、どうぞよろしくお願ひ致します。



たくみ法律事務所 NEWS LETTER 「匠への道」

発行：弁護士法人たくみ法律事務所

[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

[e-mail] info@takumi-law.jp [HP] www.takumi-corporate-law.com

アクセス

〒810-0004 福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NMF 天神南ビル10階

・地下鉄七隈線 天神南駅：徒歩3分 渡辺通駅：徒歩2分

・天神バスセンター：徒歩5分

・西鉄福岡駅(天神)：徒歩5分



MAP

このようなことでお困りの場合はお気軽にご連絡ください。

- ・著作権・知的財産権等
- ・不動産問題（賃料未払・明け渡し等）
- ・債権回収（取引先の未払、取引先の倒産等）
- ・契約法務（契約書作成、内容確認、契約解除等）
- ・労働問題（労働条件、就業規則、賃金支払、未払残業代、解雇、採用、従業員による不正行為等）
- ・会社法務（設立、定款作成、組織変更、株主総会、役員等）
- ・会社倒産（自社の破産・再生等）

「九州家庭教師協会」として、九州にて家庭教師の派遣を行つてゐる福岡市に本社を置く会社です。2年ほど前に対応地域を拡大するために宮崎にも支店を出しています。

株式会社アフェクスは、「勉強が苦手」「勉強のやる気がなかなか出ない」といった小・中学生の生徒を対象としています。

料金体系、講師や申込HPで公開されており、兄弟まとめて一人分の料金、副担任制度、時間・場所を選ばずマンツーマン指導を低料金で提供するe-ラーニング事業な



本社エントランス



家庭教師派遣業界においては、高額の教材を購入させることで利益を上げるという業態が多い中、アフェクスでは、生徒一人ひとりにあつたベストな勉強法の指導を目指し、業界では珍しく中途解約等はほとんどなく、年度末には、「弟にも家庭教師をつけてほしい」「教材を売つて欲しい」などの声を多く頂いております。

また営業担当社員も基本的に業界未経験者を雇用し、これまでの家庭教師派遣業界とは異なる提案を心がけるなど、同業他社との差別化を図っています。

クライアントPR

様々な取り組みにより、福岡市を中心に多くの家庭で選ばれています。

顧問先に聞く！～顧問契約をしてみて～

たくみ法律事務所の顧問契約に至った経緯は？

「8年ほど前に、社内で労務問題が生じた際に、相談していた司法書士の先生にご紹介頂いて、案件を依頼したのがきっかけです。」

どのような案件を依頼いたしましたか？

「特商法に対応した契約書作成や、債権回収の案件などですね。ありがたいことに、あまりトラブルは多くないほうかもしれません。」

顧問契約を締結していかがですか？

「家庭教師派遣業は、特定商取引法や消費者取引法など、さまざま法律による規制がある中で、気軽に相談できるというのは安心します。また、たくみ法律事務所は相談をした際にすぐに連絡をくれるところもよいところだと思いま

アフェクス様の発展のためこちらも頑張ってまいります。

「今後ともよろしくお願ひします。ぜひ、ちどり屋大橋店、もつ鍋木むら本店にもお越し下さい。」

もつ鍋 木むら本店



TEL : 092-831-0800

ちどり屋 大橋店



TEL : 092-542-5550